

乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書

格差と貧困、ワーキングプアが社会的な大問題となるなかで、「住民福祉の機関」としての地方自治体が本来の役割を果たすことがより重要となっています。このことから、県においては乳幼児医療費助成制度について、平成 19 年度中の一部自己負担の導入はしないことを表明しています。

現在、乳幼児医療費助成制度について、県内では、七ヶ宿町、色麻町が、さらに本年 10 月からは女川町が中学 3 年生までを無料としています（大衡村は 18 歳まで独自基準で助成）。

また、仙台市は入院だけでなく通院についても小学校入学前まで助成の対象年齢を引き上げ、所得制限についても大幅に緩和する措置を発表したことは、県内のほかの自治体にも影響を与えるものと思慮されます。

全国的には、中学 2 年生までの医療費助成が大きな運動の流れとなっており、東京 23 区では、中学 3 年生まで医療費無料という自治体が増えています。

また、政府も世論に押されて少子化対策の強化を掲げ、08 年度から就学前までの医療費自己負担を 2 割に軽減することを決めており、制度拡充の条件整備はわずかながら前進しつつあります。

よって、県においては、乳幼児医療費の外来の助成対象年齢を少なくとも就学前までに拡充すること、及び受給者の所得制限の限度額を緩和すること、併せて今後とも一部自己負担の導入を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 19 年 3 月 16 日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

宮城県知事 殿